

## 訪問看護ステーション穩 重要事項説明書

利用者様、ご家族様が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 優誠会
代表者氏名	理事長 上松 雅和
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	福岡市南区警弥郷一丁目 17-13 (TEL 092-513-5811 FAX 092-513-5810)

### 2 サービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション穩
事業所所在地	福岡市南区警弥郷一丁目 14-8
連絡先	TEL 092-589-3011 FAX 092-589-3021
事業所の通常の事業の実施地域	福岡市南区、博多区、城南区、春日市、那珂川市、大野城市、太宰府市

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護の事業は、訪問看護ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営の方針	指定訪問看護の提供に当たっては、訪問看護計画に基づき、利用者様が日常生活を営むのに必要な援助を行い、利用者様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金 ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時30分

#### (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中すべて対応する。
---------	------------

サービス提供時間	午前8時30分から午後17時30分 ただし、利用者様の希望に応じて、サービスの提供については対応可能な体制を整えるものとする。
----------	--

(5) 事業所の職員体制

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li> <li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li> <li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	<u>2.5名以上</u> ※うち1名は 管理者兼務 ※うち1名 常勤
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li> <li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者様等への説明を行い同意を得ます。</li> <li>3 利用者様へ訪問看護計画を交付します。</li> <li>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</li> <li>5 利用者様又はそのご家族様に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li> <li>6 常に利用者様の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者様又はそのご家族様に対し、適切な指導を行います。</li> <li>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li> </ol>	
看護職員 ・看護師 ・准看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li> <li>2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。</li> </ol>	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体状況や病状の観察と療養指導</li> <li>2 清拭・洗髪等による清潔の保持</li> <li>3 療養上の世話</li> <li>4 褥創の予防・処置</li> <li>5 リハビリテーション</li> <li>6 ターミナルケア</li> <li>7 療養生活や介護方法の指導、ご家族様への精神的な支援</li> <li>8 カテーテル等の管理</li> <li>9 その他医師の指示による医療処置</li> </ol>
---------	--

(2) 提供するサービスの利用料、利用者様負担額（末尾に基本料金表記載）

#### 4 その他の費用について

①交通費	利用者様の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。	
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までのご連絡の場合	1 提供当たりの料金の 50%を請求いたします
	12時間前までにご連絡が無い場合	1 提供当たりの料金（100%）を請求いたします
※ただし、利用者様の病状の急変や急なご入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

#### 5 支払い方法

(1) 事業所は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者様に送付しますので、20 日までに銀行口座より引き落としにてお支払いください。お支払い後に領収書を発行します。

#### 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者様のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	<p>担当者氏名 児玉 恵美子  連絡先電話番号 092-589-3011  ファックス番号 092-589-3021  受付日及び受付時間 平日 8:30~17:30</p>
--	--

※担当する看護職員については、利用者様のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もございますことを予めご了承ください

#### 7 サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、保険証、医療受給者証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

#### 8 虐待の防止について

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 管理者 児玉 恵美子
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者様のご家族様等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者様及びそのご家族様に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービスの提供をする上で知り得た利用者様及びそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者様及びそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ol>
<p>②個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いません。また利用者様のご家族様の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者様のご家族様の個人情報を用いません。</li> <li>② 事業者は、利用者様及びそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>③ 事業者が管理する情報については、利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者様の負担となります。）</li> </ol>

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<主治医> 病院名  
主治医氏名  
連絡先（TEL）

<ご家族様> 氏名

## 連絡先 (TEL)

<介護支援事業所> 事業所名  
担当者氏名  
連絡先 (TEL)

### 1 1 事故発生時の対応方法について

(1)利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様の家族、利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2)事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき理由により利用者様の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対してその損害を賠償します。

(3)事業者は、事故の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者様の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者様が、事業者もしくはサービス従業者の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

### 1 2 身分証携帯義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者様または利用者様のご家族様から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 1 3 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者介護等を通じて、利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

### 1 4 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

### 1 5 サービス提供の記録

- ② サービスを提供した際には、予め定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- ② 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録をサービス提供完了後5年間は適正に保存し、利用者様の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

### 1 6 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 17 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者様及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

#### ① 苦情原因の把握

当日又は時間帯によっては翌日利用者様宅に訪問し、受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。

#### ② 検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。

#### ③ 改善の実施

利用者様に対し、対応策を説明して同意を得、改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。

(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。)

#### ④ 解決困難な場合

適宜、担当の介護支援専門員又は保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連への連絡も検討する。

#### ⑤ 再発防止

同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を作成・改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

### (2) 事業者の窓口

- ・窓口設置場所 福岡市南区警弥郷一丁目14-8
- ・電話番号 092-589-3011
- ・窓口開設時間 午前8時30分から午後17時30分まで
- ・対応者 児玉 恵美子

### (3) 公的機関の相談窓口

#### ○各保険者

福岡市南区役所・介護保険課	電話 092-559-5125
福岡市博多区・介護保険課	電話 092-419-0181
福岡市城南区・介護保険課	電話 092-833-4170
春日市役所・高齢課	電話 092-584-1111
那珂川市役所・高齢者支援課	電話 092-953-2211
大野城市役所・長寿支援課	電話 092-580-1860
太宰府市役所・高齢者支援課	電話 092-921-2121

#### ○福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 092-642-7859

訪問看護の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて、重要な事項を  
年 月 日に、説明いたしました。

## 基本利用料金表（介護保険適用） 令和7年2月1日から適用

### ●基本利用料金（地域加算含む）

基本 利 用 料	区分	基本単位	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
	<b>●訪問介護費</b> 〈看護師による訪問の場合〉	(1回当たり)	(1回当たり)	(1回当たり)	(1回当たり)
	(1) 所要時間20分未満	<b>314 単位</b>	<b>336 円</b>	<b>672 円</b>	<b>1,008 円</b>
	(2) 所要時間30分未満	<b>471 単位</b>	<b>504 円</b>	<b>1,008 円</b>	<b>1,512 円</b>
	(3) 所要時間30分以上1時間未満	<b>823 単位</b>	<b>881 円</b>	<b>1,762 円</b>	<b>2,642 円</b>
	(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満	<b>1,128 単位</b>	<b>1,207 円</b>	<b>2,414 円</b>	<b>3,621 円</b>
	〈理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合〉	(1回当たり)	(1回当たり)	(1回当たり)	(1回当たり)
	(5) 所要時間20分以上30分未満	<b>294 単位</b>	<b>315 円</b>	<b>630 円</b>	<b>944 円</b>
	<b>●介護予防訪問看護</b> 〈看護師による訪問の場合〉	(1回当たり)	(1回当たり)	(1回当たり)	(1回当たり)
	(1) 所要時間20分未満	<b>303 単位</b>	<b>325 円</b>	<b>649 円</b>	<b>973 円</b>
	(2) 所要時間30分未満	<b>451 単位</b>	<b>483 円</b>	<b>966 円</b>	<b>1,448 円</b>
	(3) 所要時間30分以上1時間未満	<b>794 単位</b>	<b>850 円</b>	<b>1,700 円</b>	<b>2,549 円</b>
	(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満	<b>1,090 単位</b>	<b>1,167 円</b>	<b>2,333 円</b>	<b>3,499 円</b>
	〈理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合〉	(1回当たり)	(1回当たり)	(1回当たり)	(1回当たり)
	(5) 所要時間20分以上30分未満	<b>284 単位</b>	<b>304 円</b>	<b>608 円</b>	<b>912 円</b>
	<b>〈備考〉</b> ※准看護師がサービスを行った場合は、上記利用料金の9割とする。 ※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回以上訪問する場合は、上記利用料金より1回につき1割減算する。 ※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問は、週6回まで。 ※早朝（6:00～8:00）、夜間（18:00～22:00）は上記利用料金に25%を加算する。 ※深夜（22:00～6:00）は、上記利用料金に50%を加算する。				

●加算料金

区分	サービス内容		基本単位	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
初回加算Ⅰ	初回の訪問看護を行った月に算定 (新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合)		350 単位	375 円	749 円	1,124 円
初回加算Ⅱ	初回の訪問看護を行った月に算定 (過去二月間に当該事業所から訪問看護を提供していない場合)		300 単位	321 円	642 円	963 円
退院時共同指導加算	退院又は退所に当たり、主治医と連携し在宅生活における指導(その内容を文書により通知する)を行った後に、初回の指定訪問看護を行った場合		600 単位	321 円	1,284 円	1,926 円
複数名加算	複数の看護師等が訪問看護を行った場合 (※1)	30分未満	254 単位	272 円	544 円	816 円
		60分未満	402 単位	431 円	861 円	1,291 円
緊急時訪問看護加算ⅠⅠ	①利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合 ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合		(一月当たり) 600 単位	(一月当たり) 642 円	(一月当たり) 1,284 円	(一月当たり) 1,926 円
緊急時訪問看護加算ⅡⅠ	契約により、24時間電話で相談を受けることができ、必要に応じて計画にない緊急時訪問を行う場合		(一月当たり) 574 単位	(一月当たり) 615 円	(一月当たり) 1,229 円	(一月当たり) 1,843 円
口腔連携強化加算	口腔の状況について居宅介護支援員または歯科医に情報を提供した場合に算定されます。		(1日あたり) 50 単位	54 円	107 円	161 円
ターミナルケア加算	亡くなられた場合、死亡日を含む15日以内に2日以上訪問看護を実施した場合		2,500 単位	2,675 円	5,350 円	8,025 円
特別管理加算(Ⅰ)	※2に該当し特別かつ計画的な管理を行い訪問看護を実施した場合		(一月当たり) 500 単位	(一月当たり) 535 円	(一月当たり) 1,070 円	(一月当たり) 1,605 円
特別管理加算(Ⅱ)	※3に該当し特別かつ計画的な管理を行い訪問看護を実施した場合		(一月当たり) 250 単位	268 円	535 円	803 円
看護・介護職員連携強化加算 ※要介護の方のみ	指定訪問介護事業所と連携し、痰吸引等の特定行為業務を円滑に行うための支援を行った場合(月に一度限り算定可)。		(一月当たり) 250 単位	268 円	535 円	803 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	要介護1~ 要介護4	(一月当たり) 2,961 単位	3,169 円	6,337 円	9,505 円	
	要介護5	(一月当たり) 3,761 単位	4,025 円	8,049 円	12,073 円	

※1【複数名加算】

一人の看護師等による指定訪問看護が困難な場合であって、次のいずれかに該当する方

①厚生労働省が告示する特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げられている疾病等の方

②特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている方

③厚生労働省が告示する特掲診療科の施設基準等別表第八各号に掲げられている状態等の方

④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められる方

※2【特別管理加算Ⅰ】

- 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態にある者
- 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- 気管カニューレを使用している状態にある者
- 留置カテーテルを使用している状態にある者

※3【特別管理加算Ⅱ】

- 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
- 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
- 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者
- 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者
- 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者
- 在宅自己呼吸指導管理を受けている状態にある者
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
- 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
- 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある者
- 真皮を越える褥瘡の状態にある者
  - ①NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度
  - ②DESIGN-R®分類 D3, D4, D5

交通費	事業実施区域内	負担なし
	事業実施区域外	実費負担（公共交通機関利用）

○在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

備考

- ・自己負担率は、介護保険の改定により変わることがあります。
- ・介護保険の支給限度額を超える場合や保険給付対象外のサービス等は、全額実費負担となります。
- ・サービス時に訪問看護職員が使用する衛生材料（手袋、ガーゼ、テープ等）は利用者様でご準備下さい。

# 基本料金表(医療保険適用)

## 1.訪問看護基本療養費

区分	日数		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費(I)	週3日目まで (1日につき)	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日目以降 (1日につき)	看護師	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円
基本療養費(II) 【施設への訪問】 ※※1	週3日目まで (1日につき)	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780円	278円	556円	834円
		准看護師	2,530円	253円	506円	759円
	週4日目以降 (1日につき)	看護師	3,280円	328円	656円	984円
		准看護師	3,030円	303円	606円	909円
基本療養費(III)	外泊中の訪問看護師に対し算定 ※※2		8,500円	850円	1,700円	2,550円

※※1 同一建物内の複数(3人以上)の利用者様に同一日に訪問した場合

※※2 入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定可能

## 2.訪問看護管理療養費

		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日(イ~ロのいずれか)	イ. 機能強化型訪問看護療養費1	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
	ロ. 機能強化型訪問看護療養費2	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
	ハ. 機能強化型訪問看護療養費3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	ニ. 訪問看護管理療養費(従来型)	7,670円	767円	1,534円	2,301円
2日目以降	1日につき	3,000円	300円	600円	900円

## 3.加算など

		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担	
1	緊急時訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
2	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
3	長時間訪問看護加算	90分を超える場合(対象者は※1)	5,200円	520円	1,040円	1,560円
4	24時間対応体制加算	月1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円
5	退院時共同指導加算	月2回まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円
6	特別管理指導加算(5.に上乗せ)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様	2,000円	200円	400円	600円
7	退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間退院支援指導加算	退院日の訪問(90分を超える場合)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
8	在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円	300円	600円	900円
9	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
10	特別管理加算	月1回(対象者は※2)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		月1回(対象者は※3)	2,500円	250円	500円	750円
11	情報提供療養費	月1回	1,500円	150円	300円	450円
12	ターミナルケア療養費1	1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア療養費2	1回	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

13	幼児加算 (3歳以上6歳未満)	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円	180円	360円	540円
		上記以外の場合 (1日につき)	1,300円	130円	260円	390円
14	複数名訪問看護加算	看護師等の場合 ※4	4,500円	450円	900円	1,350円
		准看護師の場合	3,800円	380円	760円	1,140円
		看護補助者 (1日1回)	3,000円	300円	600円	900円
		看護補助者 (1日に2回) ※5	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		看護補助者 (1日に3回) ※5	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
15	夜間・早朝・深夜加算	早朝 (6:00~8:00)	2,100円	210円	420円	630円
		夜間 (18:00~22:00)				
		深夜 (22:00~6:00)	4,200円	420円	840円	1,260円

交 通 費	事業所より半径4km以内	負担なし
	事業所より半径4km以上	訪問1回につき200円

営業日	90分を超える訪問看護料	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1,300円/30分
営業日外	60分を超える訪問看護料	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1,300円/30分

		6:00~12:00	12:00~18:00	18:00~6:00
営業日	土	追加なし	2,500円/時	2,500円/時
営業日外	日祝祭日	当該日は終日 3,500円/時 ※1時間を超えた場合は1,300円/30分を加算する		
	盆正月	※盆休 (8/14・8/15)	正月休 (12/30~1/3)	

死後の処置料	20,000円 + 処置材料費
--------	-----------------

	開示方法	利用料
開示にかかる手数料	閲覧 (立ち会い)	2,000円 (1件あたり)
	閲覧 (口頭による説明付き立ち会い)	3,000円 (1件あたり)
	複写の提供	20円 (1枚につき)
	電子媒体による記録の場合	20円 (1枚につき)

- ※1 1) 特別な管理を必要とする方 (※2 ※3) . . . . . 1回/週  
2) 15歳未満の超重症児・準超重症児 . . . . . 3回/週  
3) 特別訪問看護指示期間の方 . . . . . 1回/週
- ※2 1) 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方  
2) 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※3 1) 自己腹膜海流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法  
自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧患者  
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方  
2) 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある方  
3) 重度の褥瘡 (真皮を越える褥瘡) の状態にある方  
4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
- ※4 看護師等 (看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)
- ※5 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

# 基本料金表(医療保険適用・精神科)

## 1.精神科訪問看護基本療養費

項目				費用総額	自己負担割合				
					1割	2割	3割		
精神科 訪問看護 基本療養費 (/回)	(I)	看護師等による訪問	3日目まで/週	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
				30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円	
			4日以降/週	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
				30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
	(II)	准看護師による訪問	3日目まで/週	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
				30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円	
			4日以降/週	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
				30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円	
	(III)	同一建物への訪問	看護師等2人/同一日	3日目まで/週	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
					30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
				4日以降/週	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
					30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
			看護師等3人以上/同一日	3日目まで/週	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
					30分未満	2,130円	213円	426円	639円
				4日以降/週	30分以上	3,280円	328円	656円	984円
					30分未満	2,550円	255円	510円	765円
			准看護師2人/同一日	3日目まで/週	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
					30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
				4日以降/週	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
					30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
准看護師3人以上/同一日	3日目まで/週	30分以上	2,530円	253円	506円	759円			
		30分未満	1,940円	194円	388円	582円			
	4日以降/週	30分以上	3,030円	303円	606円	909円			
		30分未満	2,360円	236円	472円	708円			
(IV)	入院中の外泊時の訪問			8,500円	850円	1,700円	2,550円		

## 2.加算など

加算名			費用総額	自己負担割合			
				1割	2割	3割	
精神科緊急訪問看護加算 (/日1回)			2,650円	265円	530円	795円	
精神科複数名訪問看護加算 (/週)	看護師職員 + 看護師等	1回/日	4,500円	450円	900円	1,350円	
		2回/日	9,000円	900円	1,800円	2,700円	
		3回以上/日	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円	
	看護師職員 + 准看護師	1回/日	3,800円	380円	760円	1,140円	
		2回/日	7,600円	760円	1,520円	2,280円	
		3回以上/日	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円	
	看護師職員 + 看護補助者又は精神保健福祉士 (/週)		3,000円	300円	600円	900円	
精神科難病等複数回訪問加算		2回/日	4,500円	450円	900円	1,350円	
		3回以上/日	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
精神科長時間訪問看護加算 (/週)			5,200円	520円	1,040円	1,560円	
精神科重症患者支援管理連携加算 (/月)			(イ)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
			(ロ)	5,800円	580円	1,160円	1,740円